

認知したいじめを速やかに解消した事例3（中学校第1学年女子）

～役割を明確にした組織的な対応～

問題の把握

9月に被害生徒の保護者から「被害生徒が同学年の男子にからかわれている」との訴えがあり、その後、学級担任や養護教諭が個別に教育相談を実施したところ、いじめの事実を認知した。

対応状況

○ 複数の教諭による事実確認

- ・保護者からの訴えの下に、被害生徒と複数の教諭が教育相談を行い、いじめを認知した。
- ・具体的な事象として、被害生徒は、同学年の複数の加害生徒から継続的にからかわれていた。

(注) ●～被害生徒側への対応 ▲～加害生徒側への対応

- 9月2日 ●保護者からの訴え
 9月3日 ●複数の教諭による被害生徒との教育相談（いじめの認知）
 ・当該学年で対応を協議
 ・当該学年教諭及び生徒指導部で対応と指導の方針案の策定
 ・生徒指導主事及び学年主任、学級担任は、管理職に報告し、管理職は今後の対応や指導の方針について指示
- ・支援チーム（体制）の編成**
 ●生徒指導主事及び学級担任による被害生徒宅への家庭訪問（聞き取り内容の報告と対応方針の連絡）
- 9月4日～9日
 ・職員朝会を行い、事実及び今後の対応を全職員に周知
 ▲複数の教諭による加害生徒に対する事実確認（加害事実の認知）
 ●▲被害生徒と加害生徒に対する加害事実の再確認
- 9月10日 ●▲被害生徒、加害生徒及び双方の保護者への説明
 ・被害生徒の保護者が弁護士に相談
- 9月中旬 ▲加害生徒への指導及びその保護者との相談
 ・管理職が地域の交番へ相談
 ●学級担任と養護教諭による継続的な教育相談
 ・学年集会で学年主任がいじめは絶対に許されないこと等の継続的な指導
 ●管理職及び学級担任による被害生徒宅への継続的な家庭訪問の実施
- 10月下旬 ●いじめの解消を確認
 ・通常の学校生活の再開

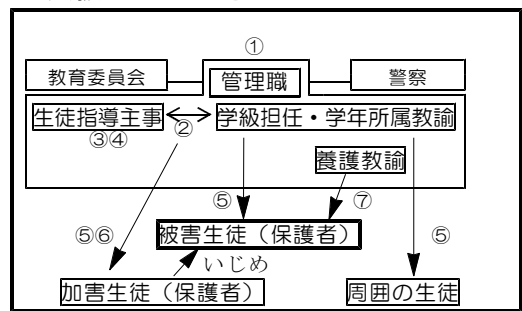
組織的な対応

○ 支援チームの編成

メンバー	内容
・管理職	①対応方針の決定 ・教育委員会への報告 ・指導の方針の決定 ・警察への相談
・生徒指導主事	②事実の把握 ・収集した内容の集約 ③対応方針案の策定 ・支援チームメンバーの役割の周知 ・対応スケジュール作成 ④教職員への周知 ・対応の進捗状況の管理
・学級担任 学年所属教諭	⑤生徒への指導 ・被害生徒、加害生徒、周囲の生徒 ⑥保護者対応 ・被害生徒及び加害生徒双方
・養護教諭	⑦被害生徒へのカウンセリング

※丸数字は、下記の「支援チームの対応欄」の丸数字と対応しています。

○ 支援チームの対応



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・事実を把握した時点から重点的に対応する支援チーム等を編成し、組織的かつ速やかに対応する。
- ・事実確認を丁寧に行う。
- ・養護教諭による教育相談を行い、被害生徒の心のケアに努める。
- ・いじめの問題の未然防止の観点から、予防的・開発的な教育相談、道徳教育の充実を図る。